

# 新型インフルエンザ等対策に係る机上訓練（マニュアル等検証訓練）実施要領（抄）

## 第1 趣旨

この要領は、「新型インフルエンザ等対策に係る机上訓練（マニュアル等検証訓練）」（以下「訓練」という。）の実施について、必要な事項を定める。

## 第2 適用

訓練は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策青森県行動計画に基づき実施する。

## 第3 訓練の目的

- 1 新型インフルエンザ等発生時の状況等について、具体的事例を現実に近い形で提示することにより、発生時における対応の流れ等を把握する。
- 2 具体的事例の下、想定される対策等を検討することにより、各部局等において策定されたマニュアル（以下「部局マニュアル」という。）の内容の検証を行う。

## 第4 実施日時・場所

### 1 事前説明会

日時：平成27年12月10日（木）10:00～11:00

場所：北棟2階A会議室

### 2 訓練

日時：平成27年12月15日（火）9:00～15:00

場所：訓練参加者それぞれの執務室

## 第5 参加機関

青森県新型インフルエンザ等対策部局マニュアル策定課・室

人事課、行政経営管理課、総務学事課、防災消防課、企画調整課、県民生活文化課、健康福祉政策課、商工政策課、農林水産政策課、監理課、観光企画課、エネルギー開発振興課、会計管理課、経営企画室、スポーツ健康課、警備第二課

## 第6 実施体制

訓練は、保健衛生課長を進行管理者とし、参加機関の協力を得ながら、保健衛生課が実施する。

## 第7 訓練想定

- 1 訓練実施日は、想定上の平成X年5月12日とする。  
(国の訓練ツールの想定に合わせる。)
- 2 発生段階は、「国内発生早期（県内未発生期）」とし、具体的には、「海外発生期から国内発生早期（県内未発生期）に移行した時期で、緊急事態宣言はなされていない時期」とする。
- 3 詳細は、「事前シナリオ」（別紙1）及び「新型インフルエンザA(H7NX)の特徴と流行状況」（別紙2）のとおりとする。

## 第8 実施方法

### 1 事前説明会

- (1) 保健衛生課は、参加機関に対し、訓練の概要、実施手順、具体的事例等について説明する。
- (2) 具体的事例については、国の訓練ツールであるニュース形式の映像（別紙3）を活用するほか、青森県新型インフルエンザ等対策本部が決定した対応方針（別紙4）を提示することにより、現実に近い内容とする。

### 2 訓練当日

- (1) 保健衛生課は、参加機関に対し、事前説明会で提示した事例に対応した訓練課題及び回答様式（別紙5）を電子メールで送信する。（9時）
- (2) 参加機関は、(1)の訓練課題に対し、想定される対策の内容を検討し、当該対策の部局マニュアルへの記載状況を確認するとともに、部局マニュアルの記載内容を検証する。
- (3) 参加機関は、(2)の結果について、保健衛生課に電子メールで回答する。（15時まで）

### 3 訓練実施後

- (1) 保健衛生課は、各部局の回答内容等を取りまとめた報告書を作成し、参加機関で共有する。
- (2) 参加機関は、訓練で明らかとなった課題等を整理し、必要に応じ、部局マニュアルの修正等を行う。

## 第9 その他

### 1 緊急時等の取扱い

訓練開始前及び訓練中において、自然災害や危機管理事案等が発生した場合は、当該災害等を所管する部局等からの連絡を受け、保健衛生課長が訓練中止を宣言する。

### 2 その他

その他、訓練の実施に当たり必要な事項は、保健衛生課長が定める。